

総務、産業、建設常任委員会記録

招 集 年 月 日	平成27年6月9日(火)
招 集 の 場 所	議員控室
開 会	午前9時30分
出 席 者	委員長 我妻 薫 副委員長 赤坂 芳則 委員 櫻井 功紀 委員 鈴木 宏通 委員 橋本 四郎 委員 佐野 善弘 委員 前原 吉宏 議長 吉田眞悦
欠 席 者	
職務のため出席した者の職氏名	議会事務局次長 佐藤俊幸
協 議 事 項	・原子力災害対策について(中間報告の件) ・所管事務調査について
そ の 他	
閉 会	午前11時04分

2号様式 協議の経過

<p>我妻委員長</p>	<p>じゃ、少し早いですが皆さんお揃いなので始めたいと思います。 大変お忙しい中ですね、この前の5月29日に引き続きまして常任委員会を開催することになりましたけども、お集まりいただきましてありがとうございました。今日は前回の意見をまとめまして、新たに議長のほうに中間報告するということになりましたので、まとめについての確認をいただきたいと思います。 じゃ、座って進めさせていただきます。 大変、ご苦労さまです。 委員全員出席でございますので、委員会は成立しております。ただいまから総務産業建設常任委員会を開催してまいります。 冒頭、若干触れましたけども、5月29日、前回の常任委員会で宮城県知事の記者会見による東北電力との安全協定、さらに宮城県との覚書についてですね、常任委員会としても一定の見直しに係る意見を中間報告としてまとめたほうがいいのではないかとということで確認されまして、その内容についてこの前の意見を踏まえながら中間報告としてまとめをしていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。 早速、内容に入りたいと思います。 お手元に私案ということで、今申し上げましたように前回の意見を踏まえながら、ま、表現にだいぶ悩みましたけども、私なりにこのような表現になりましたけども。一応、これを叩き台にして皆さんの意見で修正あるいは加筆等もありましたら出していただければと思います。 まず一点目の正式な名称、このカッコ書きでね、入れるかどうか迷ったんです。長いんで全部入れるべきかどうか。ただ、後ろのほうの住民の安全確保に関する協定、後ろのほうはそのまま入れました。正式に載せるべき、が基本だろうと思っておりますが。覚書のほうもそうでございます。それも含めて皆さんからご意見いただければと思います。</p>
<p>赤坂委員</p>	<p>表現上で何かこうしたほうがいいのか、あれば。</p>
<p>我妻委員長</p>	<p>そうですね。 はい、副委員長。</p>
<p>赤坂委員</p>	<p>1)の2段目の「この間」の部分、「これまでの」のほうがいいような感じがするんだけど、どんなもんだかね。</p>
<p>我妻委員長</p>	<p>「これまでの協議」ということですね。</p>
<p>赤坂委員</p>	<p>うん、うん。</p>
<p>我妻委員長</p>	<p>どちらがいいですかね。 今、副委員長から「この間」を「これまでの」というふうに直したらどうかと言われましたけども。私もそう言われればそのほうが。</p>
<p>赤坂委員</p>	<p>重みがある。 (「読みやすい」の声)</p>
<p>我妻委員長</p>	<p>読みやすいっていうかね、表現的には。</p>

橋本委員	委員長ね。
我妻委員長	はい、橋本委員。
橋本委員	<p>私はストップの会の皆さんとも話し合ってみた印象は、地元でなければ、地元と言われるのは原発の何キロ以内。その地元でなければ意見を言えないという、要するに同意の問題が認められないというのはおかしいべと。</p> <p>何かというと、福島原発見て、50キロ離れてもああいうふうにもう避難した町があるんだし、30キロ圏内なら同意するグループの中に入って当然だろうと。それを宮城県知事はああいう言い方をする。</p> <p>そうすると私たちはどういう判断で行くかということ、単に立ち入り検査をするのではなくして、原発の安全性が確認できないまでは、稼働を認めることはできないという同意権を持つくらいだね、方向でなかったら本来的には私は見直しなんてないと見ていたけども。</p> <p>だから我妻委員長が作った私案だと思うけども、私はこれ弱すぎるんじゃないか。単に入行ってからどうのこうの問題じゃなくして、稼働に危険性があると思ったらやめてくれと。認められない。この決定こそが一番必要なことであってね、あとはたいした条項じゃないなと私は見ているんですよ。</p> <p>だから前回、私はこう言ったはずです。他の5市町が私たちの考えに同調してくれるだろうか。(聴取不能)。南三陸なんか比較的のんびり構えている。登米町もそうだと。そういう町と、地元の自治体が持っている資格と同じ条件を求めようではないかと、こう言ってもなかなかあの連中は賛成してくれんのかなと。その辺からもお互いの意見の交流、統一を図らなければだめでないのか、そこだったんですよ。</p> <p>だからこの「同行する」とかね、県知事に意見を言うくらいだったら、それも結構ですよ。ただ、基本的にこれだけは私たちの分科会の意向ですということには、私としては賛成しかねると。やはり同意という問題。我が町の同意がなければ運転できない、このことを強く求めていけば。そして更には立ち入り検査の問題については、ある程度の(聴取不能)ですが、ただそれなりにやっ行ってこうという気持ちです。そういう意向が、意見があります。</p>
我妻委員長	<p>はい、橋本委員からね、本来の我々主張したいことを言っていたいたなというふうに、私も受け止めております。</p> <p>私も悩みました。ただこの程度にしたのは、確かに橋本さん言われたとおり、事前の協議も決定的に知事はそれを否定した記者会見だったので、そこに真正面から入れろというふうに言うのが本来の筋だろうと。</p> <p>ただ、そこで今、副委員長から言われたところ、「この間の協議」って書きましたけど、「これまでの協議」って直したとしても、UPZ 関係自治体の中で積み上げてきたまとまり、これがまず基本に置かなければならないのかなと。そういうので悩みながらこの程度の表現にしたってのがありますし。</p> <p>今、橋本さんから言われたのも、どこか一項にきちんと本町としても事</p>

	<p>前協議を求めるべきだと入れるかね。その辺は悩んだところであります。</p> <p>ただ、何回も言うようにさっきの UPZ 関係自治体の足並みをまず、沿岸部分ね、大変弱気な部分あるんでしょうけど。そこを UPZ 関係自治体としてまとまりを持って行くということでの、そういうつながりで「これまでの協議」というふうになったのかなと。それで、今、橋本さんから言われたことは のとこにちょっとね。</p>
橋本委員	<p>これあの、こういう意見書を出す、まとめるわけでしょ。もちろんこれは町長側にも出すと思うんです。で、町長側が首長どうして話し合いをしようと思うんです。ただ、私は議員側も必要だと思うんです。</p> <p>議員側というのは議員も町民の生活をあずかっているわけだ。そして意見というのを出すわけだから。だから、町長側と話をして、町長はだめだとは言わないと思う。もちろんなったら、あるいはならなくとも、私のほうとして目標というのは、他の4つの市町とこのことで話し合いをする場を設けませんか。</p>
我妻委員長	<p>議員とね。</p>
橋本委員	<p>お互いに意見の交換をしながら、できれば意見をまとめて、そして5つの町の議会と行政がまとまって県知事に申し出をする。このほうが私は効果が強いと思うし、本来的には議会の議員のあり方だと思うんです。</p> <p>町長側に出せばいいんだではなくして、自分たちも一緒になって他の自治体の議員に対してね、必要性を求めていく。</p>
我妻委員長	<p>橋本さんからこの前ね、前日もその意見をいただいて、それは議長とも相談するというので私引き取りましたので。</p> <p>暫時、ちょっと休憩します。</p> <p>休憩 9 : 4 2 9 : 5 1 再開</p> <p>再開します。</p> <p>休憩前に橋本さんから言われました議会としての意見交換の場は、別途ですね、議運のほうに話題提供して議長のほうに相談するというようにしたいと思いますので。</p> <p>ここはあくまでも行政側に政策提言という形でのまとめということで確認させていただきたいと思います。</p> <p>さっきも出ましたが、町として事前協議を求めろという意見。一番最初に書いてるのは、見直し、なんでね。そこに限界あるのかなって悩みながらのこういう案になったっていうことでございますので、そこも含めて検討いただければと。</p> <p>ただ、一番最後の に、若干それに関係するような意見として、この程度くらい意見、配慮してはどうかと。これはマスコミでも言われている</p>

	<p>んですよね。マスコミのほうからの主張も、本当に経済的恩恵を受けている地元自治体だけで公平な、冷静な判断ができるのかっていう意見もあるということ。それらについては、やはりUPZのほうは経済的恩恵を受けているところ、ないんですよ。</p> <p>その辺はUPZの自治体の中で意見を共有していただいて、ちゃんと県にも伝える必要があるんじゃないかということで 言ったんですが。</p>
橋本委員	委員長。
我妻委員長	はい。
橋本委員	内容的には私、異論ありませんよ。ただ、意見として申し上げたいのは、同行する人が町の職員でなければならないということはないんですよ。
我妻委員長	そこは触れてないからね。誰がって突っ込んでないから。
橋本委員	<p>結局、こちらが指名した人であれば、自治体が指名した人であれば、その町の代表として同行することは差し支えないという考え方に立っているんですよ。</p> <p>なぜかと言うと、私たちの頭で原子力発電所の中のどこがどういうふう に危険性の問題あるかっていうことは理解できないと思うんです。ある場合にはそういうこと、知識を持っている人が町内にいれば、私たちが頼めば、そのことを受けてくれる人がいれば、そういう人に行ってもらって、この町の代表と中を見てもらい、その意見を報告してもらおうという形も必要なので、この場合の同行っていうのは必ずしも町民とか議員でなければならないっていうことではないんでしょうと。</p>
我妻委員長	<p>今、橋本議員から言われたのは立ち入り調査のどこね。第6条。</p> <p>確かに「甲の職員」ってなっているよね。そこは今、橋本さんから言われたように「職員もしくは甲の指名する」とか、そこまで膨らませるということも意見としては、橋本さん、そういう意見だよ。職員に限定しないで。</p> <p>これは入れてね。第6条の「甲の職員を同行させる」を甲の指名する、指定するとか。</p>
赤坂委員	職員というところを。
我妻委員長	膨らませる。
赤坂委員	「甲の指定する者」とか。そんな感じの表現に直してみたら。
我妻委員長	<p>職員に限定させないで、「甲の指定する者」とね。「甲の指定する者を同行させることができる」と。確かに専門的なものを持っていないと。</p> <p>の下に で入れますかね。</p> <p>どうですか、今の橋本さんからの、職員に限定しないで「甲の指定する者」というふうに膨らませたほうがいいんじゃないかと。</p>
前原委員	<p>そのとおりになると思いますね。</p> <p>3番に「同行する者の所属、職名、氏名、性別、住所等を乙に通知するものとする」と書いてあるしね。</p>
我妻委員長	ああ、こっちな。

前原委員	ええ。指定する者がどういうものか、というのがここで出てくる。
我妻委員長	ここで指定すればいいんだからね。だから、上で「職員」を外せばいいんだ。
前原委員	4番目の「職員」というのも、これ外さないよ。
我妻委員長	そうか。そうだね、ここも。 「甲の職員」というところは「甲の指定する者」。
赤坂委員	表現を改めてくれと。
我妻委員長	6条の1項及び4項については「職員」を「指定する者」に改めるべきだと。 橋本さん、いいですかね。私の案の中の の次に、ここ、6条関係なんですよ。 で別個に付け加えるということにしますか。
赤坂委員	「甲の職員」というところを「甲の指定する者」に改めるべき、ということにしたら。
我妻委員長	だから、それを にして、 の下に、 と の間に1項、 として加えるということでもいいですかね。協定書の第6条1項及び4項の「甲の職員」を「甲の指定する者」に改める必要があると。そして次の 以下を順次、 とやっていっていいですかね。 に全部入れることないすべ。 協定書の第6条第1項及び第4項の「甲の職員」を「甲の指定する者」に改めること、でいいね。 まず、自治体の協議会の中でこれをまずね。他の町でもね、専門的知識を持っている職員がいなかったか言っているんだから。 はい、じゃあ今、橋本さんから第6条の「甲の職員」を「甲の指定する者」ということで1項、4項、ここを改めるよう として入れることでよろしいですね。その次の番号を 、 に順次変えていただきたいと思います。 1)の「この間」を「これまでの協議」に直すと。 あとは先ほど、始まる前に言われました。「願いが全く無視された」は、あまり強調しすぎるんじゃないかという声もありまして、「全く」は外すかと。
赤坂委員	「全く」ではないと言われるかもしれないから。
我妻委員長	「全く」を外して「無視されたかのような」と。
赤坂委員	こいつはいいんじゃない。新聞でも強調してんだから。
我妻委員長	はいいですかね。この前、担当課とやっても、変更にはベントの設置なんかが入ってないというんでね。それはおかしい話でね。重大な施設の変更なので。
赤坂委員	協定書第8条のところ。
我妻委員長	ベントの施設を加えるということは、ただ穴を開けりゃいいってことではないんだから。今あるベントに加えて、抜けてくところにもう一つベント加えるっていうんでしょ。今は原子炉の下に、あれが福島原発では機能しなかったんじゃないかというのもあるんですよ。だから水の中に抜けない

	<p>で、ちゃんと放射能が除去されなかったんでないかということです。爆発する前に放射線がかなり高くなったというのが出ているんだね。</p> <p>ここは県との協定書の中で12条に該当するところなんです。担当課に聞いたら、ベントなんかは含まないって言われているというね、この前の担当課の説明ではね。かなり大きな施設の変更だと思うんだけど。そこはやっぱりそういうふうにちゃんと主張すべきだろうという意味で。県のほうはこれに含まないって言いたいのはわかるんです。再稼働に関係してくるからなんです。だから、これは、ここにいう変更にはベントは含まれませんって言いたいんですよ。</p> <p>この表現でわかりますよね。</p> <p>いいですか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>では、さっきのを加えて、 、 にずらして、1)の「全く」は削りまして、「この間の」を「これまでの」に直すということによろしいですか。</p>
前原委員	表題、やっぱり全部のつけたほうがいい。
赤坂委員	表題、全部入れなきゃねえべな。
我妻委員長	<p>自治体の名前が全部入るんです。この前に。</p> <p>(「入れたほうがいいんでないか」の声)</p> <p>全部入れますね。あと、正式名称でね。</p> <p>あと、これ「1」外していいんだね。</p> <p>じゃあ、正式名称全部入れると。あとは「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」に係る覚書」ということで全部正式に入れまして、あとはさっきの削るところ。</p>
櫻井委員	この、正式なのに直したやつね、次長さんにすぐ出来あがるか出来あがらないか確認して。最終だから、見なきゃないっちゃ、議長に出す中間報告。
我妻委員長	<p>はい、じゃ、櫻井委員から言われましたけど、今の手直しを、全部打ち直した形で最終確認していただくということにしたいと思います。</p> <p>じゃ、暫時、休憩します。</p> <p>休憩</p> <p>10:11</p> <p>10:12</p> <p>再開</p> <p>再開します。</p> <p>表題を、議長から言われましたけど、「見直しについて」じゃなくて「今後の協議について」ということで、表題は直したほうがいいんでないかという意見が出ましたけども、どうします。</p> <p>「今後の協議について」に改めますか。中のほうは「見直しに当たっては」となっている。</p>

赤坂委員	中身は、だって見直しの内容だから。中身わかればいいんだから。
我妻委員長	表題は「見直しについて」を「今後の協議について」に直して、また、確認したいと思います。 じゃ、また、暫時休憩します。 休憩 10:13 10:27 再開 再開いたします。 今、次長に打ち直して整理していただきました。ただ、2行目の女川原子力発電「所」というのが「素」になっていますので、これはあとで訂正したいと思います。 すいません、2)の「次の点に重視」となってます。これ、「を」だね。「に」でなくてね。
赤坂委員	「を」だと意味なんぼか強くなる。
我妻委員長	通じるね。「次の点を重視するよう提言します」と。 ですから、2カ所字句の訂正をしたいので。
鈴木委員	の2行目なんですけど、「経済的恩恵を受けていない自治体」という文面なんですけど、ちょっとなかなか、ま、読みづらいというか。
我妻委員長	「経済的恩恵を受けていない自治体も」か。「多く」を入れなくても、「経済的恩恵を受けた自治体も被害を受けた」のほうがすっきりしますかね。 飯館なんかはね、年間500万もらってますが。それより福島なんか、もちろん受けているし。
櫻井委員	委員長、いいですか。
我妻委員長	はい。
櫻井委員	今の件だけど、4番ね。 結局あの、立地自治体の同意だけで不十分なんでしょう。やっぱりここさ「周辺自治体」とか、あるいは「UPZ自治体も」というふうに入れたほうがいいんじゃないかと思うんだけどさ。この「経済」とか、そんなの入れないで。
赤坂委員	ただ単刀直入に。
櫻井委員	うん。「恩恵を受けていない自治体」とか、そいつは委員長の気持ちはわかるんだけどさ。
我妻委員長	じゃ、ここは「女川原発の教訓を踏まえ、周辺自治体の意見も」。
櫻井委員	「周辺自治体」と入れるか、あるいは「UPZ自治体も」と入れるか。そのほうがわかりやすいと思うんだ。この「多額の交付金」とか「経済的な恩恵」とか、委員長の気持ちはわかるんだけどさ。そのほうがすっきりしていいような気がするんだな。

我妻委員長	最初のほうは残してもいいんですよ。
櫻井委員	そう、そう。
我妻委員長	ただ、2回目の、二つ目の「経済的恩恵」のそこね。そこを削って、「福島原発の教訓」のそこは残していいでしょ。
櫻井委員	「教訓を踏まえ、UPZ 自治体の同意も必要である」と。「同意も求めるよう強く要求する」とかさ。
赤坂委員	あ、今のいいんでない。
我妻委員長	ストレートにね。 じゃ、「福島原発事故の教訓を踏まえ、UPZ 関係自治体の同意も求めるよう」、「粘り強く」につながっていいんですよ。
赤坂委員	うん。
我妻委員長	もう一回、読みますね。2行目の後ろからね。経済的のところから削って、「福島原発事故の教訓を踏まえ、UPZ 関係自治体の同意も求めるよう粘り強く主張すること」。 ここは橋本さんから言われてたところに通じるので。 ストレートな表現に。いいですか、今の表現。 最後の4番だけ読み直します。 「県は、「地元の同意」は立地自治体の判断で十分、としているが、多額の交付金を受け経済的恩恵を受けている地元の意見だけで冷静な判断が可能なのか、福島原発事故の教訓を踏まえ、UPZ 関係自治体の同意も求めるよう粘り強く主張すること」
赤坂委員	「地元の意見だけでは不十分であり」としたほう、かえっていいんでない、単刀直入に。
我妻委員長	そうか。「意見だけでは不十分である」にしてか。
赤坂委員	「不十分であり」と。
我妻委員長	「不十分であり」。
赤坂委員	うん。そしてそこからさっきの文章につなげていけばいい。
我妻委員長	つなぐと。 「地元の意見だけでは不十分であり、福島原発事故の教訓を踏まえ、UPZ 関係自治体の同意も求めるよう粘り強く主張すること」 いいですか。 今、何回か読み上げましたけど、もう一回、打ち出さなくてだめですかね。いいですか。 (「はい」の声) 橋本さんの意見もだいぶここでね、組み込みましたので。 はい、じゃあ、さっきの字句訂正2カ所と、4番、だいぶ大幅にどうか、文言の訂正もしました。何回か読み上げましたので割愛しますが、それを訂正して中間報告としたいと思います。 皆さんに確認したいんですが、報告の体裁があります。これまで出しているの、経過とか今後の継続研究ということも入れてまして、これは引

き続き、避難計画とか災害発生時の対応については検討すると。これはこのままで継続したいと思いますので。

体裁はちょっと私のほうと副委員長と事務局でさせていただきまして報告にしたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」の声)

ではそのようにしますので、よろしく願います。ありがとうございます。

それではこれで中間報告については終わりたいと思います。

(「ちょっと休憩したら」の声)

はい。45分、再開にします。

休憩します。

休憩

10:38

10:44

再開

それでは再開いたします。

所管事務調査について協議したいと思います。

前回ですね、今日まで皆さんからいろんな意見を出してくださいということで、いただきながらですね、結論から言いますと新潟県と新潟県見附市に、主に原子力災害対策について調査にお伺いしたいなと思います。

お手元に見附市の原子力災害対応のガイドブックというものを参考までに事務局からプリントアウトしてもらいました。

柏原発からUPZにかなり入ってまして、ここもですね、我が町と同じように30キロ圏内だけを対象とするのではなくて、全市的な計画対象にしているようでございます。

それから、ここにもあるように、避難先について具体的な施設名なんかもですね、提示しているんですね。これ、あの、前回、滋賀県に行ったときも、相手自治体との協議が整っているということだろうと思いますので、かなり具体的にやっているようございまして。

あとは、県外に行く場合も県との調整中だということでございます。ただ、あとちょっとこれ読んでいただければと思いますが、避難先は指定しているんですが、妙高市に避難する場合とか村上市には何する場合とか、そのときの状況に応じて避難先を検討すると。その辺のやり方等につきましても興味のあるところございまして。

あと、市役所機能の移転では伊達市の梁川を指定しています。これについては下のほうにも書いてある、「上記のほか、協定を締結している群馬県渋川市や富山県入善町」かな、ということも検討しているようございまして、その辺、どのような、「協定を締結している」となってますけど、どのような協定でね、事前のいろんなつながりを作ったの協定の関係なのか、

	<p>防災協定だけなのか、その辺なんかも。うちのほうも県外のやつでいろいろ検討しているようでございますので。</p> <p>ま、あとこれを見ていただきながら、皆さんももっとね、深くこれから更に確認したいこと等を事前に精査していただければと思います。</p> <p>あとは、県のほうも見附市も安全協定を東京電力と結んでいます。ここはさっきの我々の議論じゃないですけども、町独自で立ち入り、現場確認できる手法が入ってます。その辺の協定のあり方等についても参考になるのかなと思いますし。</p> <p>県のほうはやはり、各自治体が東京電力と結ぶ協定もそうですが、あるいは避難先についても、かなり県との関わりが大きいんだらうというふうに思いますので、新潟県のほうでどのように東京電力との協定を結ばれているのか、あるいは自治体との、ま、指導というのはあれですけどね、県と自治体との関係をどのように密にしているのか。</p> <p>あと新潟県は研究者の組織を作っているんですね。かなりのメンバー。技術委員会って言うのね。新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会というのを組織してまして。さっき立ち入りする職員うんぬんというのがありましたけども、その辺、町の立ち入りも職員なのかどうか、こういう県の技術委員会のサポートなんかもね、あるいはいろんな、その辺もちょっと。</p> <p>まず、新潟県、あるいは見附市とも大きなポイントだけの連絡だけでしたが、両方とも了解をいただいています。ですから、これから詳細、文書で質問する内容等をお伝えするようになるかと思いますが。</p> <p>日程的には7月28、29。この前、27、28、29の三日間の中でという話もありましたけども。</p>
赤坂委員	先方は大丈夫なのかな、予定。
我妻委員長	<p>ええ。一応、28が新潟県。翌日29が見附市。</p> <p>一応、前回以降、皆さんからご意見などをお寄せいただきながらですね、最終的に副委員長と相談してこういう日程で進めたいなと思いますが。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>じゃ、詳細については再度、詰めまして後日ですね、またご連絡差し上げるといことにしますが、ぜひ見附のいろんな資料も見ていただきまして、私さっき大雑把にしか言ってませんが、調査する内容についてですね、それぞれ皆さんにも準備をお願いできればと思います。</p>
前原委員	休憩で。
我妻委員長	<p>休憩で、はい、休憩します。</p> <p>休憩</p> <p>10:55</p> <p>10:56</p> <p>再開</p>

	再開します。 以上の日程で新潟県、見附市に所管事務調査に行くということで確認したいと思いますけど、よろしいですね。 (「はい」の声)
橋本委員	ん、今のところもう一回。
我妻委員長	新潟県と見附市に。
橋本委員	新潟県に行くの。誰が。
我妻委員長	所管事務調査で行くってことは、今、決定しました。
橋本委員	行ったって(聴取不能)だから行かないほうがいい。行ったって勉強してこねえんだよ。
我妻委員長	そういうふうに決めつけないでください。
橋本委員	いや、いや。決めつけ、これ見たべ、原子力の災害避難計画ってやつ。 今、私が必要だとしているのは(聴取不能)。 原子力事故が起きたら避難どうするか。それ以外、事故が起きなきゃなんにも考える必要がないんだから。 そういう、具体的に京都へ行って計画聞いてきて、それが実際この町の計画のほうへ反映できましたか。京都に行った勉強を。京都に行った勉強が反映されたのなら、この避難計画に意見ありませんか、じゃあ。
我妻委員長	まだ町は避難計画、作ってませんので。
橋本委員	作っていなかったら作れって言えばいいじゃないか。なんにも作らないで(聴取不能)でなく、こういうことやんなさいと。 私は今の町長にこう言ったんだ。この町の避難先が宮城県以外に求めるなら湯沢(聴取不能)。湯沢に俺の知っているのがいるから、そっちのほうと話したら湯沢に行ったんだと。 だから、いずれにしても、行って来たって行政の事業に反映できないような仕事なら、金使うのはやめろと。もったいないから。俺は無駄使い(聴取不能)。
我妻委員長	はい。反映するようにね。 (「勉強しましょう」の声) 行きましょう。 (「決まりました」の声)
吉田議長	委員会としてこれからでがすべ、避難の関係もね。
我妻委員長	これから、そうです。
橋本委員	いや、これからって。 行ったところ(聴取不能)それがどう一体、行政側に活かしたかという実績がなきゃだめでしょ。なんでこれ行政側、活かさない。京都のやつを。京都の内容は本読んで知っているんだ。どういうことやっているか。
我妻委員長	ま、これからもそれを踏まえてまた。
橋本委員	(聴取不能)議員は。

	(聴取不能) 俺は(聴取不能)するだけだから。(聴取不能)職員を派遣したほうがいい。職員を派遣(聴取不能)
我妻委員長	はい。職員と一緒に作り上げていくという意味で、議員がまず勉強するということで確認したいと思います。 よろしいですね。 (「はい」の声)
橋本委員	多数だね。
我妻委員長	それじゃ一応、今日ですね、中間報告と所管事務調査、二つについて以上で終わりたいと思います。 次回は6月定例議会後になりますので、日程調整はその後にしたいと思いますんで。よろしいですね。 (「はい」の声)
佐藤次長	委員長。
我妻委員長	はい。
佐藤次長	一応、委員派遣承認書を提出する関係で交通手段等の確認ですね、旅費を計算するもんですから。 その辺、例えば一任を皆さんからいただくとかですね。
我妻委員長	はい。今、事務局からですね、委員派遣の申請を出すので、交通手段等、具体的にありました。 正直言いまして、新幹線だと結構の旅費、長野とあんまり変わらないですね。いろいろその他のバス等の検討もしておりますので、基本的にはバスを使つての交通手段の利用となりますが、その方向で進めたいと思いますがよろしいですね。
佐藤次長	委員長、ちょっといいですか。 バス、乗合バスになるかと思うんですけども、かえって町ですね、ワゴン車ありますので、それで局長と職員二人おりますからワゴン車を使って移動されたほうが小回りもきいて時間の制約等もかからないので。もしよろしければそちらの手段も検討していただければ、事務局からの提案なんですけれども。
我妻委員長	事務局から町のワゴン車を使った移動も可能であるという提案いただきましたけれども、それ可能であれば、それで。
櫻井委員	何人乗りですか。
佐藤次長	一応9人、10人乗りです。
櫻井委員	運転手、誰するの。
我妻委員長	今度ね、事務局長と次長と二人、つくということのようです。
佐藤次長	320キロなんで二人で十分回せると。
櫻井委員	二人で交代だね。
我妻委員長	二人で交代だ。
佐藤次長	もう一つはですね、見附市行くのに新潟市から50何キロありまして、その関係、移動を考えたときにですね、日程的にちょっと厳しいところ

	<p>もありますので。そこを車を持ち込みで行けばですね、移動なんかはかなり活用できますし。それで、たぶんこの視察先のほうでうちのほうに泊まってくださいとかのお話も頂戴するようになるかと思imasので、その日のうちに見附市まで入るとなりますと、新潟の町、午後から県庁に行ってそれからと、やっぱりある程度、車を持っていったほうが自由がきいてよるしいのかなと思imas。</p>
我妻委員長	<p>はい。今、事務局からそういう案が出されて、それが可能だというね、事務局のほうからもありますので、町の車を利用しての調査ということにしてよろしいですか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>(「運転手さんよければ」の声)</p> <p>じゃ、移動手段につきましてもそのように確認をしまして、所管事務調査について7月28日、29、行いたいということで確認したいと思imas。</p> <p>じゃ、以上をもちまして今日の常任委員会を終えたいと思imas。副委員長、お願いします。</p>
赤坂副委員長	<p>原子力災害の中間報告の件、だいぶ皆さんに議論していただきまして、一定の整理ができたようでありまして、所管事務調査のほうも新潟、見附市ということですね、さらに勉強して今後の美里町の原子力防災のために役立てていきたいと思imas。</p> <p>そんなことで本日、以上をもって会議を終了いたします。ご苦労さまでございました。</p>
	11:04 終了

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務、産業、建設常任委員会

委員長